

東京電力株式会社

取締役会長 下河邊 和彦 殿

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

「三つの誓い」に則った平等な賠償の徹底を求める
要求書

「東京電力福島第1原発事故による避難に伴う賠償金を巡り、東電が昨春以降、社員に対し既に支払った1人当たり数百万円から千数百万円の賠償金を、事実上返還するよう求めていることが関係者の証言でわかった。確認されただけで、総額は1億円を超えるとみられる。中には、東電が尊重すると公表している政府の『原子力損害賠償紛争解決センター』(原発ADR)による和解案を、自ら拒否したケースもある。返還請求により、20歳代の若手社員らが次々と退社しており、原発の復旧作業に影響が出かねない対応に批判の声が上がっている。」

(平成26年1月4日付毎日新聞)

平成26年2月27日

福島県浪江町長

馬場



要　　求　　事　　項

平成26年1月15日、貴社はこれまでの「5つの約束」を包含したより明確な意思表明として、「3つの誓い」を立てた。

しかし、これまでの貴社の原発避難者に対する対応は「5つの約束」を順守するものとなっていない。今般、明確な意思表示として「3つの誓い」を立てたのを契機として、下記事項を始めとした原発賠償の全般にわたって、これに則った平等で全ての被害者に寄り添った賠償を徹底するよう強く要求する。

記

- 1、全ての避難者が平等に賠償を受けることができるようになり、避難終了に関する独自基準を一方的に設けないこと。貴社社員を含む全ての避難者について独自基準による賠償打ち切りをしないこと。
- 2、避難者と貴社で合意し、合意に基づき支払われた賠償金について、返還請求及び相殺又は控除をしないこと。
- 3、原子力賠償紛争解決センターの提示するADR和解案を尊重し、順守すること。

以上